

岐阜県公報

目次

告示

鳥獣保護区及び特別保護地区の指定
 保安林に指定する予定である旨の通知
 解除予定保安林とする旨の通知
 急傾斜地崩壊危険区域の指定

(地球環境課) 二九五
 (治山課) 二九六
 (同) 三〇〇
 (砂防課) 三〇〇

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
 土地改良事業の工事の完了
 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し
 開発行為の工事の完了
 土地改良区役員の就任
 土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良区の定款の変更認可

(環境生活政策課) 三〇一
 (農地計画課) 三〇一
 (都市政策課) 三〇一
 (建築指導課) 三〇二
 (西濃農林事務所) 三〇三
 (同) 三〇三
 (同) 三〇七
 (恵那農林事務所) 三〇七

告示

岐阜県告示第二百九十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定による鳥獣保護区の指定及び同法第二十九条第一項の規定による特別保護地区の指定をするため、同法第二十八条第四項及び同法第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、鳥獣保護区及び特別保護地区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案並びにこれらの縦覧場所を公告する。

なお、同法第二十八条第五項及び同法第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第五項の規定により、当該区域に係る住民及び利害関係人は、平成二十一年四月二十一日から平成二十一年五月五日までの間に当該指針の案について、岐阜県知事に意見を提出することができる。

平成二十一年四月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 鳥獣保護区及び特別保護地区の名称及び区域

| 名称 | 区域 |
|------------------|---|
| 南飛驒健康増進センター鳥獣保護区 | 下呂市萩原町四美に所在する南飛驒健康増進センター施設と六四、六五、六九、七一、七二、七四、七五、七六、七七林班内の県有林及び同地区の飛驒川温泉しみずの湯と皇樹の杜を含む七三、七七、七八林班内の市有林に当たる区域 |
| 横山特別保護地区 | 飛驒市神岡町横山字日面平と字十六釜と字大池との交点となる荒田谷を起点とし、同所から同谷を北進し高山県境に至り、同所から県境を東南進し横山と杉山との境界に至り、同所から同境を |

南西進し横山字大池と字十六釜との境界に至り、同所から同境を西進し起点に至る線により囲まれた区域

二 鳥獣保護区及び特別保護地区の存続期間

平成二十一年十一月一日から
平成三十一年十月三十一日まで

三 鳥獣保護区及び特別保護地区の保護に関する指針の案

| 名称 | 指定区分 | 指 定 目 的 |
|------------------|--------------|--|
| 南飛驒健康増進センター鳥獣保護区 | 身近な鳥獣生息地の保護区 | 当該地域は、下呂市の北部に位置し、ヒノキ、モミ、クリ等が混交している天然林のほか、スギ及びヒノキの人工林が分布しており、ヤマドリ、キジ、ニホンジカ等の鳥獣類が多数生息している。自然とのふれあいや鳥類の観察の場として最適である当該地域について、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。 |
| 横山特別保護地区 | 森林鳥獣生息地の保護区 | 当該地域は、ケヤキ、トチ、ナラ等からなる天然広葉樹林で、モズ、セキレイ、ツキノワグマ及びニホンカモシカをはじめとする多様な野生鳥獣の生息適地であることから特別保護地区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。 |

四 一から三までに掲げる事項の縦覧場所

| 名称 | 縦 覧 場 所 |
|------------------|------------------------------|
| 南飛驒健康増進センター鳥獣保護区 | 環境生活部地球環境課、飛驒振興局下呂駐在所及び下呂市役所 |
| 横山特別保護地区 | 環境生活部地球環境課、飛驒振興局環境課及び飛驒市役所 |

岐阜県告示第二百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市片野町五丁目五九一、八九二から八九四まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市下林町二八五四の一、二八五五の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市清見町池本字鬼淵平一七〇八の五、一七〇八の八、一七〇八の二一、一七〇八の四九、一七〇八の五〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に

備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市清見町池本字堀ノ上垣内一六二、字三駄谷一三五八の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市上之保字長場地二四七七八の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市小野字小橋一〇四五の一、一〇四七、一〇四九の一、一〇四九の四

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛驒市古川町畦畑字大平一七八一の七

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日六合字吳子谷三五二、字若土三九一、四〇二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三三三三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町外津汲字小当谷一〇四五の一、一〇四五の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三三四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡池田町願成寺字西境ノ越三六八の二、字内山六八三の一、六八三の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡八百津町福地字押上四五八の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

多治見市滝呂町十五丁目二四〇、二四七、二四一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十一年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

| 区域名 | 区 | 域 |
|-----|---|---|
| 下田瀬 | 次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 中津川市田瀬字下田瀬上 四〇四番一 一号 一三六番三二 二号 一三八番 三号及び四号 一三七番一 五号 一三七番五 六号 一三七番一 七号 一三七番一〇 八号及び九号 一四三番一 十号 一四六番 十一号 一七〇番六 十二号 一三九番二 十三号 一四〇番一 十四号 四〇四番八 十五号 一五二〇番二 十六号 | |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 恵那土木事務所及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年四月九日
 - 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人子育て支援センターはーとふる
 - 三 代表者の氏名 安江 孝文
 - 四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市下恵土五四三六番地一
 - 五 定款に記載された目的 この法人は、発達障害児（者）に対して社会的に自立した生活が営めるように指導・訓練といった療育に関する事業を行い、就労支援・グループホーム等の社会生活支援によって地域と社会の福祉の増進を図り、様々な人々が協力しあい共生する社会作りを寄与することを目的とする。
- 土地改良事業の工事の完了
- 次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十一年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

| 事業の種類 | 施行に係る地区名 | 工事完了年月日 |
|--------------------|------------|-----------|
| 県営中山間地域農村活性化総合整備事業 | まごめ地区宮田工区 | 平成一九・三・二六 |
| | まごめ地区南野工区 | 同二・三・一九 |
| | まごめ地区八重島工区 | 同 |
| | まごめ地区荒町工区 | 平成二一・三・二六 |

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

| 取消年月 | 商号又は名称 | 代表者の氏名 | 主たる営業所の所在地 | 許可番号 | 取り消した工事業 |
|-------------|------------|-------------|-------------------|-------------|----------------------------|
| 平成二十一年三月十二日 | ひおき建築 | 日置頼雄 | 郡上市大和町 徳永七三三 二 | 般十九 四 五〇一八五 | 建築一式及び大工工事業 |
| 平成二十一年三月十七日 | 株式会社 秋山組 | 代表取締役 秋山 正博 | 高山市桐生町 二 四一 | 特十九 二 四九〇 | 土木一式、とび・土工・コンクリート及び水道施設工事業 |
| 平成二十一年三月十七日 | 株式会社 りゅういき | 代表取締役 井戸 輝雄 | 各務原市三井 北町三丁目一 五番地 | 般十六 一 〇〇五七四 | 土木一式、管及び水道施設工事業 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------------|-------------|------------------|-----------------|--|--------|--------------|----------|-------------|----------------|------------|------|--------------|-------------------|-------------|----------------|-----------|--|---|-----------|-------------|------------------|----------|----------------------|--------------|------------|------------|------------------|----------|------------------------------|---|---|
| <table border="1"> <tr> <td>平成二十一年三月二十三日</td> <td>日産工業株式会社</td> <td>代表取締役 杉井 政文</td> <td>下呂市萩原町跡津四三九番地の一</td> <td>般十八 七五二</td> <td>造園工業</td> </tr> <tr> <td>平成二十一年三月二十六日</td> <td>松本建設株式会社</td> <td>代表取締役 松本 成俊</td> <td>高山市山田町一五四三番地の一</td> <td>般十七 九四五六</td> <td>造園工業</td> </tr> <tr> <td>平成二十一年三月二十六日</td> <td>株式会社 拓建</td> <td>代表取締役 丹下 康廣</td> <td>多治見市小名田町小滝五二九九</td> <td>般十七 一〇五二二</td> <td>土木一式、建築一式、大工、とび・土工・コンクリート、鋼構造物、塗装、内装仕上及び造園工業</td> </tr> <tr> <td>平成二十一年三月二十六日</td> <td>株式会社 田口土木</td> <td>代表取締役 田口 公也</td> <td>瑞浪市陶町猿爪一〇八二番地の一四</td> <td>般十八 二六〇四</td> <td>土木一式及びとび・土工・コンクリート工業</td> </tr> <tr> <td>平成二十一年三月二十六日</td> <td>株式会社 タガワ建設</td> <td>代表取締役 田川 茂</td> <td>高山市大新町四丁目一六番地の三三</td> <td>般十七 二七六五</td> <td>土木一式、とび・土工・コンクリート、ほ装及び水道施設工業</td> </tr> </table> | 平成二十一年三月二十三日 | 日産工業株式会社 | 代表取締役 杉井 政文 | 下呂市萩原町跡津四三九番地の一 | 般十八 七五二 | 造園工業 | 平成二十一年三月二十六日 | 松本建設株式会社 | 代表取締役 松本 成俊 | 高山市山田町一五四三番地の一 | 般十七 九四五六 | 造園工業 | 平成二十一年三月二十六日 | 株式会社 拓建 | 代表取締役 丹下 康廣 | 多治見市小名田町小滝五二九九 | 般十七 一〇五二二 | 土木一式、建築一式、大工、とび・土工・コンクリート、鋼構造物、塗装、内装仕上及び造園工業 | 平成二十一年三月二十六日 | 株式会社 田口土木 | 代表取締役 田口 公也 | 瑞浪市陶町猿爪一〇八二番地の一四 | 般十八 二六〇四 | 土木一式及びとび・土工・コンクリート工業 | 平成二十一年三月二十六日 | 株式会社 タガワ建設 | 代表取締役 田川 茂 | 高山市大新町四丁目一六番地の三三 | 般十七 二七六五 | 土木一式、とび・土工・コンクリート、ほ装及び水道施設工業 | <p>開発許可(変更許可)番号及び年月日</p> <p>岐阜県指令岐建築第九四号の二六 平成二〇・八・二二</p> <p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p> <p>羽島市江吉良町字東川原一〇七九番一、一〇八〇番一、一〇八〇番二、一〇九二番、一〇九四番、一〇九四番二及び一〇九五番</p> <p>公共施設の種類</p> <p>道路、公園</p> <p>公共施設の位置及び区域</p> <p>開発登録簿による</p> | <p>同西建築第五二号の四 同二〇・七・二三 同西建築第五四号の 一四 同二〇・九・二九 同西建築第五四号の 一八 同二〇・一一・二二</p> <p>安八郡輪之内町里字大瀬町一〇〇番一、一〇〇番五、二二九番四、二二九番五、二二九番六及び二四四番四、同 郡同 町南波字村東四四九番九のうちA工区</p> <p>緑地</p> <p>同</p> |
| 平成二十一年三月二十三日 | 日産工業株式会社 | 代表取締役 杉井 政文 | 下呂市萩原町跡津四三九番地の一 | 般十八 七五二 | 造園工業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成二十一年三月二十六日 | 松本建設株式会社 | 代表取締役 松本 成俊 | 高山市山田町一五四三番地の一 | 般十七 九四五六 | 造園工業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成二十一年三月二十六日 | 株式会社 拓建 | 代表取締役 丹下 康廣 | 多治見市小名田町小滝五二九九 | 般十七 一〇五二二 | 土木一式、建築一式、大工、とび・土工・コンクリート、鋼構造物、塗装、内装仕上及び造園工業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成二十一年三月二十六日 | 株式会社 田口土木 | 代表取締役 田口 公也 | 瑞浪市陶町猿爪一〇八二番地の一四 | 般十八 二六〇四 | 土木一式及びとび・土工・コンクリート工業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成二十一年三月二十六日 | 株式会社 タガワ建設 | 代表取締役 田川 茂 | 高山市大新町四丁目一六番地の三三 | 般十七 二七六五 | 土木一式、とび・土工・コンクリート、ほ装及び水道施設工業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>平成二十一年三月二十七日</td> <td>中井工務店</td> <td>中井城嗣</td> <td>可児市鼻ヶ丘七五五</td> <td>般十九 五〇〇七七</td> <td>建築一式工業</td> </tr> <tr> <td>平成二十一年三月三十日</td> <td>西野建設株式会社</td> <td>代表取締役 安江 孝文</td> <td>加茂郡白川町坂ノ東五七三九</td> <td>特二十 五〇〇五六〇</td> <td>管工業</td> </tr> <tr> <td>平成二十一年三月三十一日</td> <td>有株式会社 ストライズ・エス デイ</td> <td>代表取締役 荒井 昭夫</td> <td>下呂市小坂町小坂町八七番地一</td> <td>般十八 八〇〇〇三</td> <td>土木一式、建築一式、大工、とび・土工・コンクリート、管、造園及び水道施設工業</td> </tr> </table> | 平成二十一年三月二十七日 | 中井工務店 | 中井城嗣 | 可児市鼻ヶ丘七五五 | 般十九 五〇〇七七 | 建築一式工業 | 平成二十一年三月三十日 | 西野建設株式会社 | 代表取締役 安江 孝文 | 加茂郡白川町坂ノ東五七三九 | 特二十 五〇〇五六〇 | 管工業 | 平成二十一年三月三十一日 | 有株式会社 ストライズ・エス デイ | 代表取締役 荒井 昭夫 | 下呂市小坂町小坂町八七番地一 | 般十八 八〇〇〇三 | 土木一式、建築一式、大工、とび・土工・コンクリート、管、造園及び水道施設工業 | <p>開発行為の工事の完了</p> <p>次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公示する。</p> <p>平成二十一年四月二十一日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p> <p>大垣市寿町三三番地 大安建設株式会社 代表取締役 稲 川 哲 彦</p> <p>岐阜市宇佐南三丁目三番一七号 大和ハウス工業株式会社 岐阜支店 支店長 鈴木 博 巳</p> | | | | | | | | | | | | | |
| 平成二十一年三月二十七日 | 中井工務店 | 中井城嗣 | 可児市鼻ヶ丘七五五 | 般十九 五〇〇七七 | 建築一式工業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成二十一年三月三十日 | 西野建設株式会社 | 代表取締役 安江 孝文 | 加茂郡白川町坂ノ東五七三九 | 特二十 五〇〇五六〇 | 管工業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成二十一年三月三十一日 | 有株式会社 ストライズ・エス デイ | 代表取締役 荒井 昭夫 | 下呂市小坂町小坂町八七番地一 | 般十八 八〇〇〇三 | 土木一式、建築一式、大工、とび・土工・コンクリート、管、造園及び水道施設工業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|--|---|----------------------------------|---|---|--|
| 同西建築第五四号の二六 同二一・三・一七 | | | | | 揖斐郡大野町大字大野字村前西二一五六番地 学校法人 立木学園 理事長 立 木 博 |
| 同西建築第五二号の二 同二〇・五・一九 同西建築第五四号の 一五 同二〇・一〇・三三 | 揖斐郡大野町大字桜大門字鹿六二九番 及び三〇番 | 道路 水路 消防の用に 供する貯水 施設 | 同 | 同 | 同 郡同 町大字黒野一七二三番地一 株式会社 チェックハウス 代表取締役 草 野 正 三 |
| 同西建築第五二号の八 同二〇・一〇・二七 同西建築第五四号の 二三 同二一・二・一六 | 同 郡同 町大字中之元字横町一一二 五番 同 郡同 町同字小柳三三三番六及び 三三三番七 | 道路 水路 緑地、消防 の用に供す る貯水施設 | 同 | 同 | 同 郡揖斐川町三輪二七四四 三九 二 いび川農業協同組合 代表理事組合長 河 野 實 |
| 同中建築第四二号の四 同二〇・八・二五 | 美濃加茂市加茂野町鷹之巢字辻ヶ鼻一 五五七番一の一部及び一五五七番二 | 道路 公園 下水道 | 同 | 同 | 東京都江東区木場五丁目一〇番一〇号 株式会社 一条工務店 代表取締役 宮 地 剛 |

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十一年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員

土地改良区名 就任年月日 役名 氏名 住所

大垣土地改良区 平成 理事 川 合 洋 三 大垣市平町 三一番地一

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十一年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

| | | | | | | | |
|-------|------|-------------|----|-------|----------|--------|---|
| 土地改良区 | 下池東部 | 平成 三〇・六七 | 理事 | 高木 哲夫 | 海津市南濃町庭田 | 七三七番地二 | 所 |
|-------|------|-------------|----|-------|----------|--------|---|

就任した役員

| | | | | | | | |
|-------|------|-------------|----|-------|----------|-------|---|
| 土地改良区 | 下池東部 | 平成 三〇・四一 | 理事 | 日比保 二 | 海津市南濃町戸田 | 八九二番地 | 所 |
|-------|------|-------------|----|-------|----------|-------|---|

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十一年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

| | | | | | | | |
|-------|------|-------------|----|------|----------|-------|---|
| 土地改良区 | 牧田川用 | 平成 二〇・三六 | 監事 | 安田 務 | 養老郡養老町橋爪 | 八五番地一 | 所 |
|-------|------|-------------|----|------|----------|-------|---|

就任した役員

| | | | | | | | |
|-------|------|-------------|----|--------|----------|------|---|
| 土地改良区 | 牧田川用 | 平成 二〇・三六 | 監事 | 久保田 和夫 | 養老郡養老町橋爪 | 四一番地 | 所 |
|-------|------|-------------|----|--------|----------|------|---|

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十一年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

| | | | | | | | |
|-------|------|-------------|----|-------|----------|-------|---|
| 土地改良区 | 室原土地 | 平成 三〇・三三 | 理事 | 井上 儀一 | 養老郡養老町室原 | 六八一番地 | 所 |
|-------|------|-------------|----|-------|----------|-------|---|

| | | | | | | | |
|-------|------|-------------|----|--------|----------|--------|---|
| 土地改良区 | 室原土地 | 平成 三〇・三三 | 理事 | 川地 憲生 | 同 | 五四四番地二 | 所 |
| | | | | 白井 美幸 | 同 | 六五一番地 | |
| | | | | 近藤 正次郎 | 同 | 七二二番地 | |
| | | | | 堀 登 | 同 | 七三七番地一 | |
| | | | | 横田 等 | 同 | 七三六番地一 | |
| | | | | 高田 初男 | 同 | 六二八番地一 | |
| | | | | 長沢 重由 | 同 | 六二二番地 | |
| | | | | 高田 幸男 | 同 | 六〇三番地 | |
| | | | | 伊藤 文夫 | 同 | 六一〇番地一 | |
| | | | | 川地 悟 | 同 | 五一三番地 | |
| | | | | 犬飼 明 | 同 | 四九五番地 | |
| | | | | 高木 庄司 | 養老郡養老町色目 | 一〇〇四番地 | |
| | | | | 佐竹 正則 | 同 | 五二六番地 | |
| | | | | 他田 實 | 養老郡養老町大坪 | 一六三番地一 | |
| | | | | 大矢 賢治 | 同 | 六五五番地 | |

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規

土地改良区役員の退任及び就任

| 土地改良区名 | 就任した役員 年月日任 | 役名 | 氏名 | 住 所 |
|---------|----------------|----|------|-----------------|
| 室原土地改良区 | 平成三・四・一 | 理事 | 白井美幸 | 養老郡養老町室原 六五一番地 |
| 同 | 同 | 同 | 高木慶次 | 一〇〇〇番地一 |
| 同 | 同 | 同 | 高田徹 | 六七五番地一 |
| 同 | 同 | 同 | 横田等 | 七三六番地一 |
| 同 | 同 | 同 | 川地謙司 | 七七八番地 |
| 同 | 同 | 同 | 高田初男 | 六二八番地一 |
| 同 | 同 | 同 | 長沢重由 | 六二二番地 |
| 同 | 同 | 同 | 高田幸男 | 六〇三番地 |
| 同 | 同 | 同 | 伊藤文夫 | 六一〇番地一 |
| 同 | 同 | 同 | 川地正矩 | 五三二番地 |
| 同 | 同 | 同 | 川地悟 | 五二三番地 |
| 同 | 同 | 同 | 三輪賢治 | 四八五番地 |
| 同 | 同 | 同 | 長沢誠 | 養老郡養老町色目 一〇一六番地 |
| 同 | 同 | 同 | 佐竹正則 | 五二六番地 |
| 同 | 同 | 同 | 他田實 | 養老郡養老町大坪 一六三番地一 |
| 同 | 同 | 同 | 大矢賢治 | 室原 六五五番地 |
| 同 | 同 | 同 | 青木茂 | 六九〇番地 |
| 同 | 同 | 同 | 高木久勝 | 五〇四番地 |

定により公示する。

平成二十一年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

| 土地改良区名 | 就任した役員 年月日任 | 役名 | 氏名 | 住 所 |
|------------|----------------|----|------|----------------|
| 養老町大巻土地改良区 | 平成三・三・三 | 理事 | 石原一市 | 養老郡養老町大巻 四二二番地 |
| 同 | 同 | 同 | 野原政彦 | 五四七番地 |
| 同 | 同 | 同 | 野原幸光 | 二二四九番地 |
| 同 | 同 | 同 | 山森幸仁 | 一〇六二番地 |
| 同 | 同 | 同 | 近藤利春 | 一〇四九番地一 |
| 同 | 同 | 同 | 伊藤忠和 | 三九九番地 |
| 同 | 同 | 同 | 松葉忠二 | 七九四番地 |
| 同 | 同 | 同 | 黒田誠 | 四八四番地 |
| 同 | 同 | 同 | 橋本英雄 | 六九二番地 |
| 同 | 同 | 同 | 渡邊治 | 一五四一番地 |
| 同 | 同 | 同 | 石原直人 | 一五五二番地 |
| 同 | 同 | 同 | 横山信一 | 養老郡養老町釜段 七九三番地 |
| 同 | 同 | 同 | 山田弘之 | 大巻 五一七四番地 |
| 同 | 同 | 同 | 伊藤義雄 | 五二二〇番地 |
| 同 | 同 | 同 | 田中義男 | 一六二三番地 |
| 同 | 同 | 同 | 内堀勝廣 | 一七三番地 |
| 同 | 同 | 同 | 田中雅次 | 二二五一番地 |

養老町大巻
 良区土地改良
 平成
 二・四・一

| | | | |
|----|-------|----------|---------|
| 理事 | 野原政彦 | 養老郡養老町大巻 | 五四七番地 |
| 同 | 日比野鶴男 | 同 | 一四八一番地 |
| 同 | 杉野圭吾 | 同 | 三三六番地 |
| 同 | 伊藤武雄 | 同 | 一一二八番地 |
| 同 | 近藤義則 | 同 | 一一九番地 |
| 同 | 小出香 | 同 | 三〇番地 |
| 同 | 田中幸弘 | 同 | 六七一番地一 |
| 同 | 中島一二 | 同 | 八四二番地 |
| 同 | 馬場弘幸 | 同 | 一五〇四番地 |
| 同 | 野原弘雄 | 同 | 一五六一番地 |
| 同 | 伊藤正男 | 同 | 四九二番地二〇 |
| 同 | 横山信一 | 養老郡養老町釜段 | 七九三番地 |
| 同 | 野原浩一 | 大巻 | 二二六〇番地 |
| 同 | 方野孝宣 | 同 | 二二三三番地 |
| 同 | 田中義男 | 同 | 一六二二番地 |
| 同 | 花森一也 | 同 | 七七〇番地 |
| 同 | 加藤謙造 | 同 | 四九二四番地 |

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十一年四月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

| | | | |
|-------|---------|------|------------------|
| 土地改良区 | 退任年月日 | 氏名 | 住所 |
| 養老町石畑 | 平成二・三・三 | 香川義己 | 養老郡養老町石畑 九二八番地 |
| 良区 | 同 | 野村千浩 | 同 八三二番地一 |
| 同 | 同 | 山幡守 | 同 一〇九六番地 |
| 同 | 同 | 野村勝 | 同 一〇二六番地 |
| 同 | 同 | 野村義行 | 同 一五〇三番地二の一 |
| 同 | 同 | 小寺哲雄 | 同 三八五番地 |
| 同 | 同 | 伊藤哲男 | 同 三三五番地一 |
| 同 | 同 | 日比健治 | 同 五五九番地二 |
| 同 | 同 | 川瀬芳廣 | 同 三四九番地 |
| 同 | 同 | 若山英夫 | 同 明徳 九六番地 |
| 同 | 同 | 若山昌則 | 同 一一五番地 |
| 同 | 同 | 高木輝昭 | 同 養老郡養老町勢至 五六番地二 |
| 同 | 同 | 藤田恵 | 同 竜泉寺 二二三番地 |
| 同 | 同 | 鈴木美義 | 同 養老 一六七番地 |
| 同 | 同 | 山幡清己 | 同 石畑 九三四番地 |
| 同 | 同 | 伊藤彪 | 同 押越 二六一番地 |
| 同 | 同 | 細川忠男 | 同 柏尾 二二六番地一 |

就任した役員

| | | | |
|-------|---------|------|-----------------|
| 土地改良区 | 就任年月日 | 氏名 | 住所 |
| 養老町石畑 | 平成三・四・一 | 野村千浩 | 養老郡養老町石畑 八三二番地一 |
| 良区 | 同 | 新井智之 | 同 八八六番地 |
| 同 | 同 | 山幡守 | 同 一〇九六番地 |
| 同 | 同 | 細川秀夫 | 同 一四九九番地 |
| 同 | 同 | 中嶋康夫 | 同 一五二二番地三 |

同 小寺 哲雄 養老郡養老町押越 三八五番地
 同 伊藤 哲男 同 三三五番地一
 同 日比 健治 同 五五九番地二
 同 細川 忠男 養老郡養老町柏尾 二二六番地一
 同 若山 二十三 同 明德 一二二番地
 同 若山 英夫 同 九六番地
 同 野村 一義 養老郡養老町勢至 三九番地
 同 安藤 隆雄 同 竜泉寺 一八七番地
 同 藤塚 滿義 同 養老 一〇三八番地二
 監事 山 幡 清己 同 石畑 九三四番地
 同 伊藤 彪 同 押越 二六一番地
 同 畑川 正男 同 柏尾 五六一番地

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十一年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

| | |
|---------------|-------------------|
| 土 地 改 良 区 名 | 認 可 年 月 日 |
| 大 垣 土 地 改 良 区 | 平 成 二 一 ・ 四 ・ 二 一 |

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十一年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

| | |
|-----------------|-------------------|
| 土 地 改 良 区 名 | 認 可 年 月 日 |
| 西 輪 中 土 地 改 良 区 | 平 成 二 一 ・ 四 ・ 二 一 |

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十一年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

| | |
|-------------------------|-----------------|
| 土 地 改 良 区 名 | 認 可 年 月 日 |
| 恵 那 市 美 濃 東 部 土 地 改 良 区 | 平 成 二 一 ・ 四 ・ 九 |

平成二十一年四月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社